

仕 様 書

港 湾 局 施 設 課

業 務 名	令和8年度 港湾施設等点検業務
-------	-----------------

下 関 市

仕 様 書							
港 湾 局 施 設 課							
	課 長	課長補佐	課長補佐	係 長	主 任	検 算	設 計 者
施 工 年 度	令和 8 年度		業 務 場 所	市内一円			
業 務 名	令和 8 年度 港湾施設等点検業務						
業 務 概 要	施設点検業務 一式						
履 行 期 間	着手後 日間 令和 08 年 04 月 01 日 から 令和 09 年 03 月 31 日 まで						
設 計 金 額 (元設計金額)	円						
変 更 設 計 額	円						
精 算 見 込 額	円						
設 計 用 紙				下 関 市			

積 算 情 報			
業 務 名	令和 8 年度 港湾施設等点検業務		
執 行 年 度	令和 8 年度	変 更 回 数	
工 種 区 分	業務 公共委託 令和07年10月 諸経費一律		
単価適用年月日	令和08年03月15日 公共		
単 価 地 区	下関市(旧市内)		
機損適用年月日	令和07年度 公共		
歩掛適用年月日	令和07年10月公共委託歩掛		
備 考 欄			
※頭コード 『 公共単価 T ／ 公共機損 TM ／ 港湾機損 TMK・TMW～TMY ／ 公共歩掛 S、SP ／ 公共委託歩掛 SJ、SH、SS ／ 港湾歩掛 SQ、SPQ ／ 港湾委託歩掛 SW 』			

諸 経 費 設 定 情 報

[illegible]

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務費						
	1	式			H00100	
業務委託料						
	1	式			H00200	
諸経費一律01						
	1	式			K0012	
合計						
					Q00001	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
諸経費一律01					K0012	
	1	式				
直接業務費					P10000	
	1	式				
施設点検業務					X000000	
	1	式				
人件費					Y000000	
	1	式				
土木一般世話役					TRTPC00009	労務資材単価表 P30-174
	158	人				
軽作業員					TRTPC00011	労務資材単価表 P30-174
	158	人				
交通費					Y000000	
	1	式				
車両リース					D0005 単 1 号	
	12	月				
ガソリン レギュラースタンド渡し					TTTPC00014	労務資材単価表 P30-3
	1,200	l				
巖流島連絡船運賃 唐戸～巖流島～唐戸 1回あたり単価 往復料金×大人2人分					L0001	
	12	回				
資材費					Y000000	
	1	式				
常温合材（全天候型） 20kg/袋 スーパーパッチ同等品					L0002	建設物価 2026.3 P222 九州①②
	36	袋				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
諸経費						
	1	式			Q90000	
業務価格						
	1	式			H00400	
消費税等相当額						
	1	式			Q00401	
合計					Q00402	

令和8年度 港湾施設等点検業務

[illegible]

下関市

令和8年度 港湾施設等点検業務
仕 様 書

本仕様書に定めのない事項については、現地の状況に応じ、下関市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との協議の上、業務上必要と認められた事項については実施するものとする。

1. 業務の目的

本業務は、甲が管理する港湾施設等における危険箇所や苦情等に速やかに対応および処理することにより、安全強化の徹底を図ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 施設点検業務
- (2) 安全管理業務
- (3) その他業務

※ 詳細については別記 1 港湾施設等点検業務実施要領のとおり

3. 業務の場所 下記に示す地区の港湾施設等

本港地区、岬之町地区、東港地区、唐戸地区、壇之浦地区、長府地区、西山地区、荒田地区、福浦地区、ゆめタウン、乃木浜、江の浦、巖流島、新港地区、及び海岸保全施設（詳細については別記 2 点検対象施設、位置図のとおり）

※港湾施設のうち、法令等の規定により立入り等が制限されている区域（以下「制限区域」という。）内の施設については、原則業務の対象外とする。ただし、必要により制限区域内において業務を実施する際は、制限区域への立入り等について甲の指示に従うこと。

4. 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5. 業務の実施日時

業務の実施日は、原則として週 3 日（月・水・金）行い、別記 2 点検対象施設の点検頻度により、監督職員と協議して定めるものとする。

ただし、緊急を要する場合、台風の影響を受ける場合、その他甲が必要と認めるときは、上記の実施日にかかわらず、業務を行うものとする。この場合において、乙は、必要に応じて、従事者を増員する等、必要な対応を行うものとする。

6. 業務実施条件

乙は、業務の実施に当たって次の事項を遵守すること。

- (1) 業務は、土木一般世話役（※ 1） 1 名及び軽作業員（※ 2） 1 名の 2 名 1 組で実施すること。

※ 1 土木一般世話役 土木工事について相当程度の技術を有する者。業務に当たっては、港湾施設の現状把握及び点検等の各作業において、業務の管理、統括及

び現場での軽作業員の監督等を行う者とする。

※2 軽作業員 土木一般世話役の下、主として人力による軽易な作業を行う者。

(2) 業務着手前に点検業務実施日程表、管理技術者届その他甲の監督職員の指示するものを提出すること。

別記 1

港湾施設等点検業務実施要領

1. 人員及び機材等

車両 1 台を使用し、原則土木一般世話役 1 名及び軽作業員 1 名の 2 名 1 組で業務を行う。業務上必要となる人員及び器材は、全て乙が調達するものとし、業務実施に係る経費は全て乙が負担するものとする。

2. 業務内容

(1) 施設点検業務（日常及び定期点検並びに臨時点検業務）

甲が管理する港湾施設等をエリアに分け車両等にて巡回し、通常の道路パトロールでは発見しにくい歩道、路面及び道路付属施設の異常を把握するとともに、緑地・岸壁などについても、異常・破損状況を把握し、その内容を点検日誌及び写真にて報告すること。点検頻度は、原則別記 2 点検対象施設に基づき行うものとするが、必要と思われる場所は、適宜より高い頻度で安全点検を行う。

大雨、台風、津波警報等が発令された場合における安全確認を実施するほか、暴風、高潮等の風水害が発生した場合に、被害の拡大を防ぐため、甲の職員と協力し、事前及び事後点検並びに被害拡大を防ぐための対策を行う。

(2) 安全管理業務

(1) の点検で、異常・破損箇所等に伴う事故や人命の危険が予期される場合は、直ちに危険箇所への出入禁止や、使用禁止などの危険回避処置を行うとともに、簡易舗装材で対応可能な舗装のへこみ・くぼみ陥没・ひび割れ、段差等については、簡易舗装材にて補修するものとする。

(3) その他業務

- ① 港湾道路障害物の撤去（猫、犬等）及び処分場への搬送
- ② 市民からの通報・苦情に対する現場確認、写真撮影等
- ③ 立入り禁止箇所、不法投棄等箇所の点検連絡（西山岸壁、岬之町・西山埠頭公園）
- ④ 全国瞬時警報システム（Jアラート）情報伝達試験（年 4 回）における放送状況の確認（ゆめタウン野積場、乃木浜野積場）
- ⑤ 施設の安全等について、気づき等がある場合は報告すること。

3. 施設点検業務の点検対象施設

- (1) 岸壁、護岸等
- (2) 歩車道路面の破損および陥没等
- (3) ベンチ等施設
- (4) 手摺^{すり}等施設
- (5) 看板及び占用許可物件
- (6) 照明等電気設備

(7) 縁石等道路付属物

(8) 植樹等公園施設

4. 資料の貸与及び返却

(1) 甲は、業務に当たり必要な図面及び関係資料を、乙に貸与するものとする。

(2) 乙は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合及び業務が終了した場合は、直ちに甲に返却するものとする。

(3) 乙は、貸与された図書その他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、乙の責任と費用負担において修復するものとする。

5. 業務の経費負担等

(1) 乙の業務の業務員は、各作業に適した衣服を着用し、乙の会社名及び業務員氏名がわかるように名札等を付けるものとする。服装等については、乙が用意するものとし、これに係る経費については全て乙の負担とする。

(2) 資材経費として簡易舗装材は委託料に含まれる。なお、乙は、業務終了後に未使用だった簡易舗装材を甲に引き渡すこととする。

安全対策用品（コーン、バー、コーンベットの）は甲が支給するものとする。

6. 報告等

乙は、業務の実施に当たっては、次に掲げるところにより甲に報告するものとする。

(1) 業務実施日ごとに、点検日誌を作成し、メールで提出すること。

(2) 月ごとに業務月報を作成し、翌月の10日までに提出すること。

(3) 業務の実施に際して、事件及び事故が発生した場合は、その内容を文書により直ちに報告すること。

(4) 各報告書等の提出に当たっては、現場の写真、地図、その他参考となる資料を添付すること。

(5) その他甲が業務の履行に関して必要な報告（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、人件費及び新たに雇用等された者の雇用・就業等が確認できる書類）等を求めた場合は、関係書類を提出し、又は閲覧させなければならない。

7. 安全等の確保

(1) 乙は、業務員等の雇用条件、賃金支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

(2) 乙は、屋外で行う業務等の実施に際しては、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

(3) 乙は、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務等実施中の安全を確保しなければならない。

(4) 乙は、本業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう業務員等に安全教育の徹底

を図り、指導及び監督に努めなければならない。

- (5) 乙は、本業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (6) 乙は、本業務等実施中に事故等が発生した場合は、甲の監督職員に直ちに報告し、事故報告書を速やかに提出し及び甲の監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

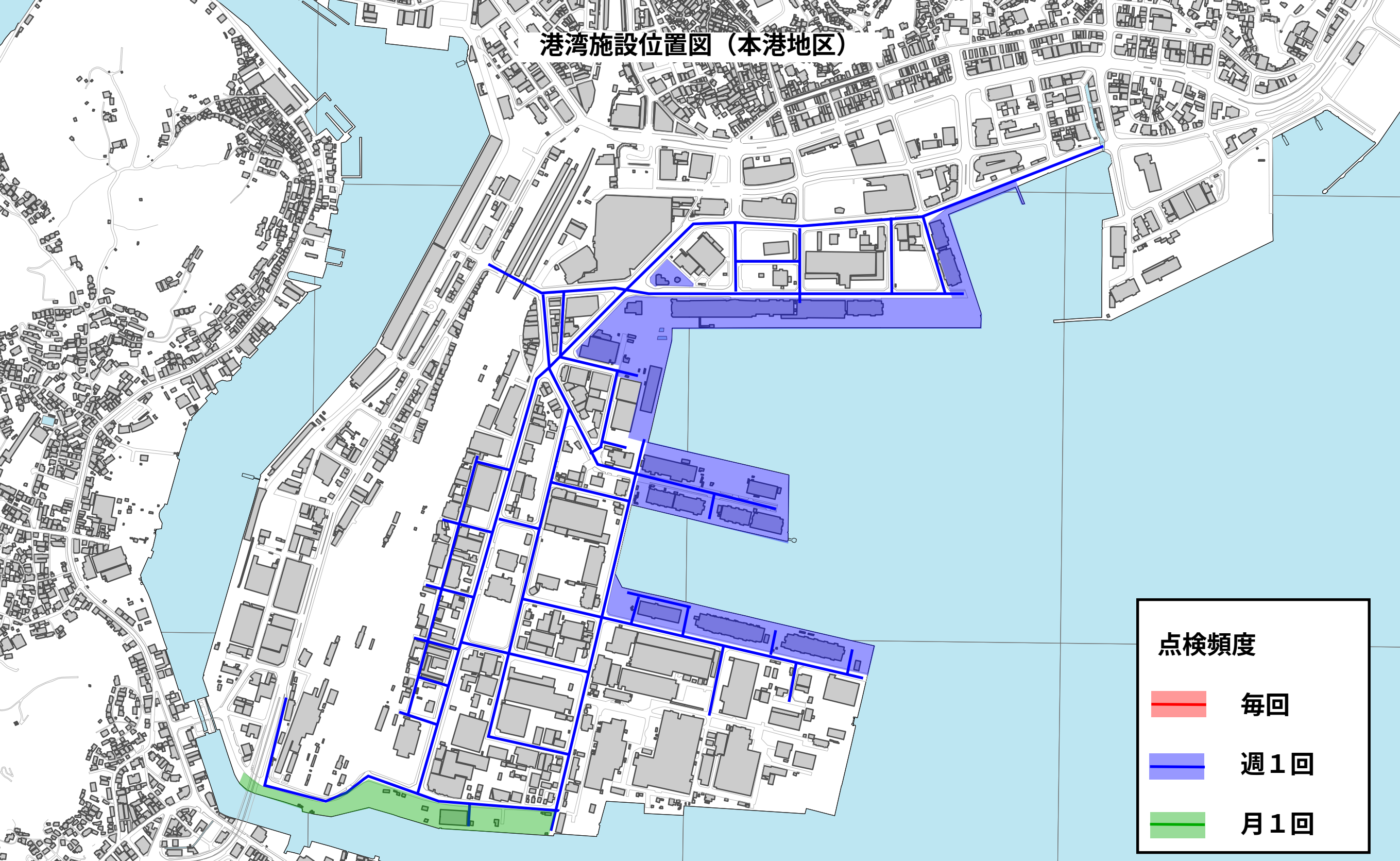
点検対象施設

種別	地区	名称	位置	点検頻度	備考
港湾施設	本港地区	細江埠頭	下関市東大和町一丁目、細江新町、竹崎町	週 1 回	
		第一突堤	下関市東大和町一丁目	週 1 回	
		第二突堤	下関市東大和町二丁目	週 1 回	
		細江臨港道路	下関市細江新町、豊前田町三丁目、東大和町一丁目、竹崎町四丁目、細江町二丁目、細江町三丁目	週 1 回	
		東大和町臨港道路	下関市東大和町一丁目、東大和町二丁目	週 1 回	
		第一突堤臨港道路	下関市東大和町一丁目	週 1 回	
		第二突堤臨港道路	下関市東大和町二丁目	週 1 回	
		運河沿い臨港道路	下関市東大和町二丁目、大和町二丁目	週 1 回	
		細江ふ頭緑地	下関市岬之町	週 1 回	
		運河沿い物揚場	下関市東大和町二丁目	月 1 回	
	岬之町地区	岬之町埠頭	下関市岬之町	週 1 回	
		岬之町臨港道路	下関市岬之町	週 1 回	
		岬之町ふ頭緑地	下関市岬之町	週 1 回	
	東港地区	東部臨港道路	下関市唐戸町、南部町、観音崎町、岬之町	毎回 (月・水・金)	
		あるかばーとふ頭西臨港道路	下関市あるかばーと	毎回 (月・水・金)	
		あるかばーとふ頭東臨港道路	下関市あるかばーと	毎回 (月・水・金)	
	唐戸地区	唐戸臨港道路	下関市唐戸町、阿弥陀寺町	毎回 (月・水・金)	
		あるかばーと親水緑地	下関市あるかばーと、南部町、観音崎町	毎回 (月・水・金)	
		唐戸親水緑地	下関市唐戸町、阿弥陀寺町	毎回 (月・水・金)	
	壇之浦地区	壇之浦船揚場	下関市壇之浦町	月 1 回	
		壇之浦コースト	下関市壇之浦町、みもすそ川町	月 1 回	
	長府地区	長府ふ頭	下関市長府扇町	週 1 回	
		長府 2 号地臨港道路	下関市長府港町	週 1 回	
		長府 2 号地-3メートル物揚げ場	下関市長府港町	週 1 回	
		長府 3 号地臨港道路	下関市長府港町	週 1 回	
		長府 4 号地臨港道路	下関市長府扇町、長府才川一丁目	週 1 回	
		長府ふ頭内臨港道路	下関市長府扇町	週 1 回	
		長府物揚場臨港道路	下関市長府東待町	週 1 回	
		長府侍町裏野積場	下関市長府東待町	月 1 回	
		才川船揚場	長府才川一丁目	月 1 回	
	西山地区	西山ふ頭	下関市彦島迫町七丁目	週 1 回	
		西山臨港道路	下関市彦島迫町七丁目	週 1 回	
		荒田臨港道路	下関市彦島迫町一丁目	週 1 回	
	荒田地区	福浦臨港道路	下関市彦島福浦町一丁目	週 1 回	
		西山ふ頭緑地	下関市彦島迫町七丁目	週 1 回	
	福浦地区	西山野積場	下関市彦島迫町七丁目	月 1 回	
		西山水面貯木場	下関市彦島迫町七丁目地先	月 1 回	
		福浦ポートパーク船舶野積場	下関市彦島福浦町一丁目	月 1 回	
		福浦木材野積場	下関市彦島福浦町一丁目	月 1 回	
	ゆめタウン	ゆめタウン臨港道路	下関市ゆめタウン	月 1 回	
		ゆめタウン野積場	下関市ゆめタウン	月 1 回	
	乃木浜	乃木浜臨港道路	下関市乃木浜三丁目	月 1 回	
		乃木浜野積場	下関市乃木浜三丁目	月 1 回	
	江の浦 巖流島	江の浦-3メートル物揚げ場	下関市彦島江の浦町六丁目	月 1 回	
		巖流島緑地	下関市大字彦島船島	月 1 回	
	弟子待	弟子待防波堤	下関市彦島弟子待町三丁目	月 1 回	
	田の首	田の首防波堤	下関市彦島田の首町一丁目	月 1 回	
	新港地区	新港地区臨港道路	下関市新垢田西町四丁目、新垢田北町、長州出島	月 1 回	
		新港ふ頭-12m岸壁	長州出島	月 1 回	
		新港1号岸壁背後荷捌地	長州出島	月 1 回	

点検対象施設

種別	地区	名称	位置	点検頻度	備考
海岸 保全施設	王喜地区	王喜沖防潮堤	下関市白崎一丁目、白崎二丁目	年2回 (5月,10月)	
		芝樋門	下関市白崎一丁目		
		新芝樋門	下関市白崎一丁目		
	清末地区	清末沖防潮堤	下関市清末東町二丁目、清末東町三丁目、清末東町五丁目、清末東町六丁目		
		清末沖導流堤	下関市清末東町五丁目		
		清末樋門	下関市清末東町三丁目		
		新小啓樋門	下関市清末東町三丁目		
	長府地区	長府宇部沖防潮堤	下関市乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、千鳥浜町、亀浜町、ゆめタウン		
		乃木浜護岸	下関市乃木浜三丁目		
		ゆめタウン護岸	下関市ゆめタウン		
		乃木浜B樋門	下関市乃木浜三丁目		
		宇部樋門	下関市千鳥浜町		
		長府4号地二種A護岸	下関市長府扇町		
		長府4号地二種B護岸	下関市長府扇町		
		新開作樋門	下関市長府扇町		
		新開作樋門2	下関市長府扇町		
		新開作樋門3	下関市長府扇町		
		松原護岸	下関市長府東侍町		
		長府漁港胸壁	下関市長府東侍町		
		長府漁港護岸1	下関市長府東侍町		
		長府漁港護岸2	下関市長府東侍町		
		外浦護岸	下関市長府外浦町		
	壇之浦	みもすそ川護岸	下関市みもすそ川町、壇之浦町		
		壇之浦地区防潮堤	下関市壇之浦町		
	厳流島	船島護岸A	下関市大字彦島船島		
		船島護岸B	下関市大字彦島船島		
		船島護岸C	下関市大字彦島船島		
		船島護岸D	下関市大字彦島船島		
		厳流島人工海浜	下関市大字彦島船島		

港湾施設位置図（本港地区）



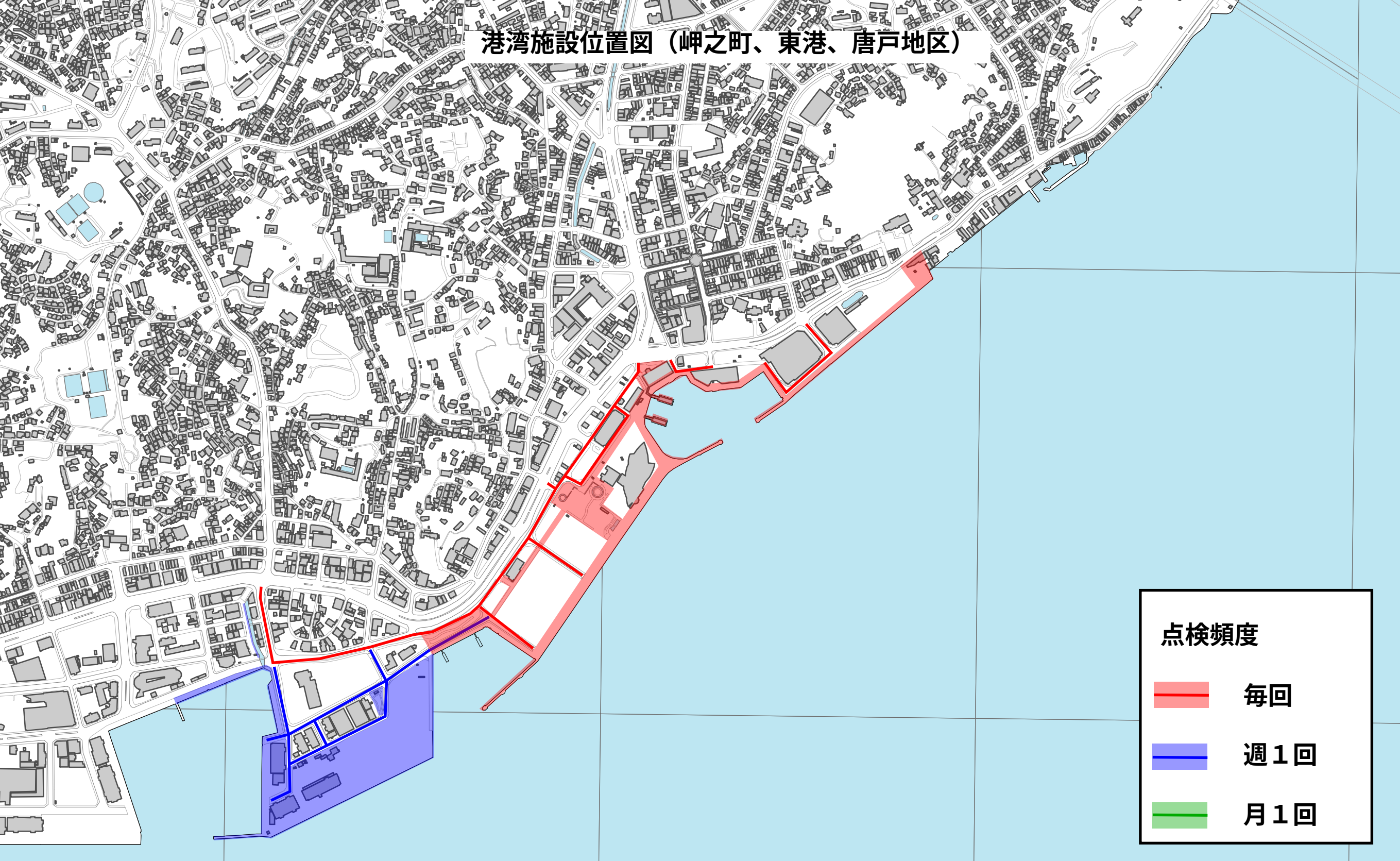
点検頻度

— 毎回

— 週1回

— 月1回

港湾施設位置図（岬之町、東港、唐戸地区）



点検頻度

- 毎回
- 週1回
- 月1回

港湾施設位置図（壇之浦地区）



点検頻度



毎回

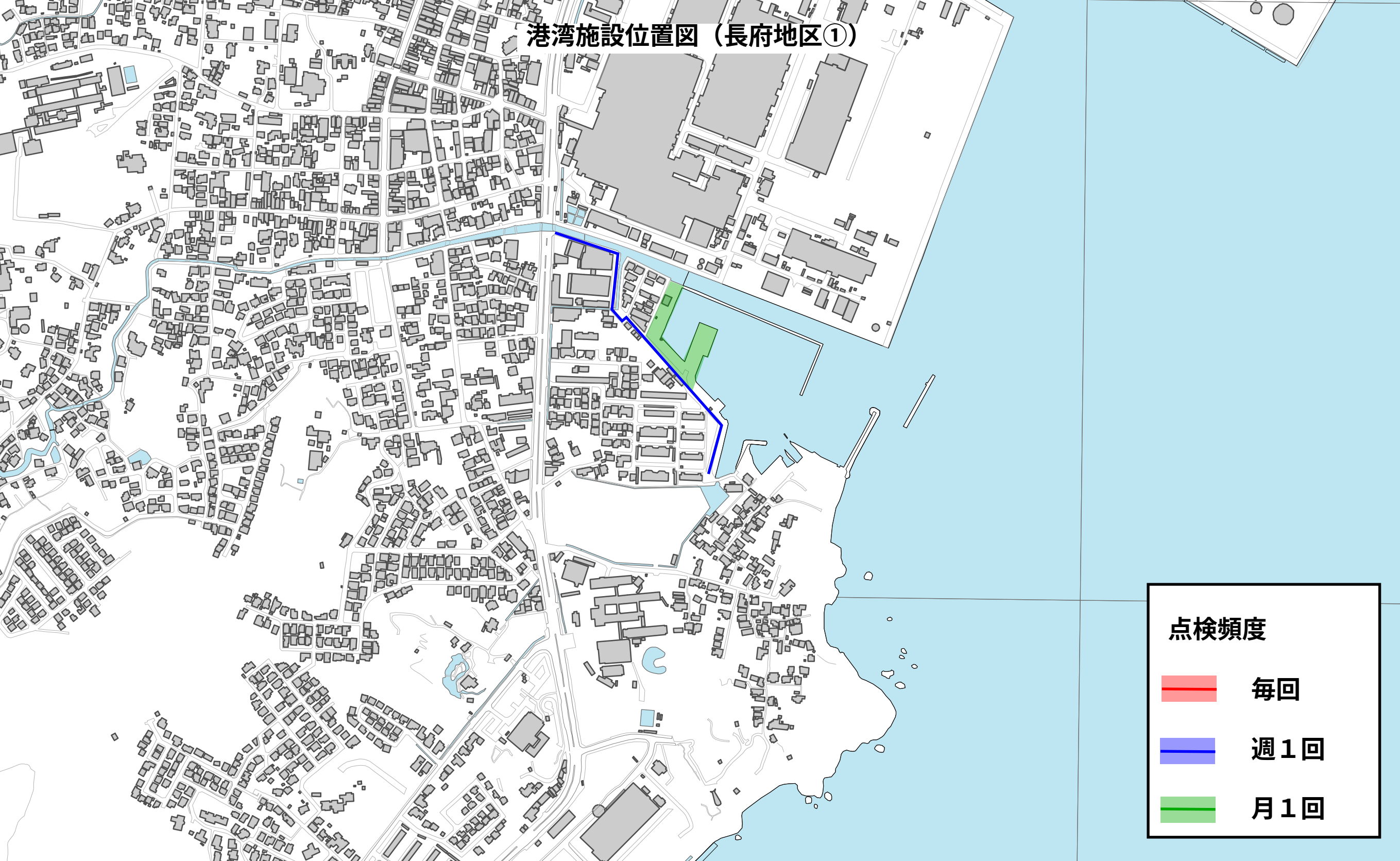


週1回



月1回

港湾施設位置図（長府地区①）



港湾施設位置図（長府地区②）



点検頻度

- 毎回
- 週1回
- 月1回

港湾施設位置図（長府地区③）



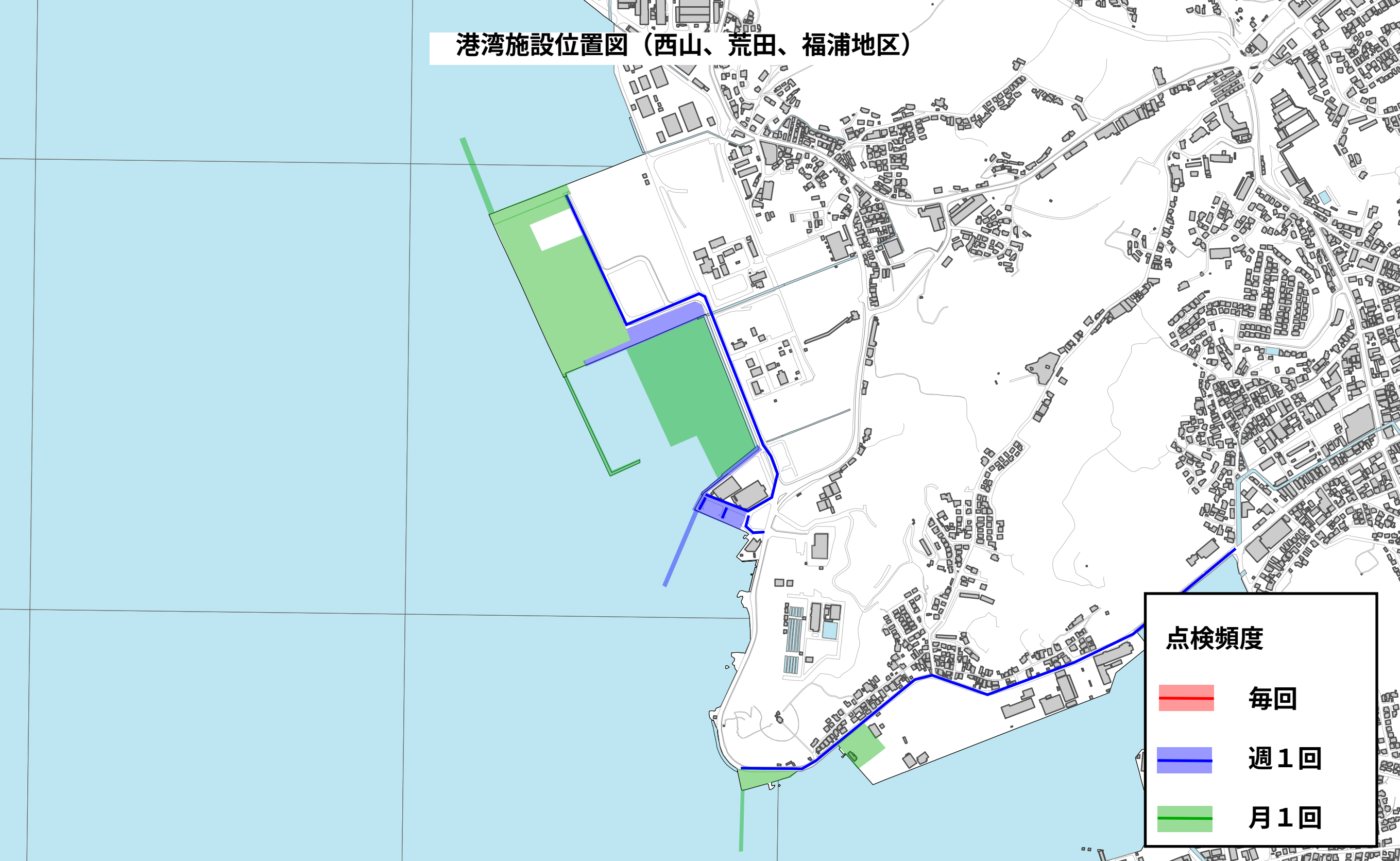
点検頻度

- 毎回
- 週1回
- 月1回

港湾施設位置図（西山、荒田、福浦地区）

点検頻度

- 毎回
- 週1回
- 月1回



港湾施設位置図（ゆめタウン、乃木浜）



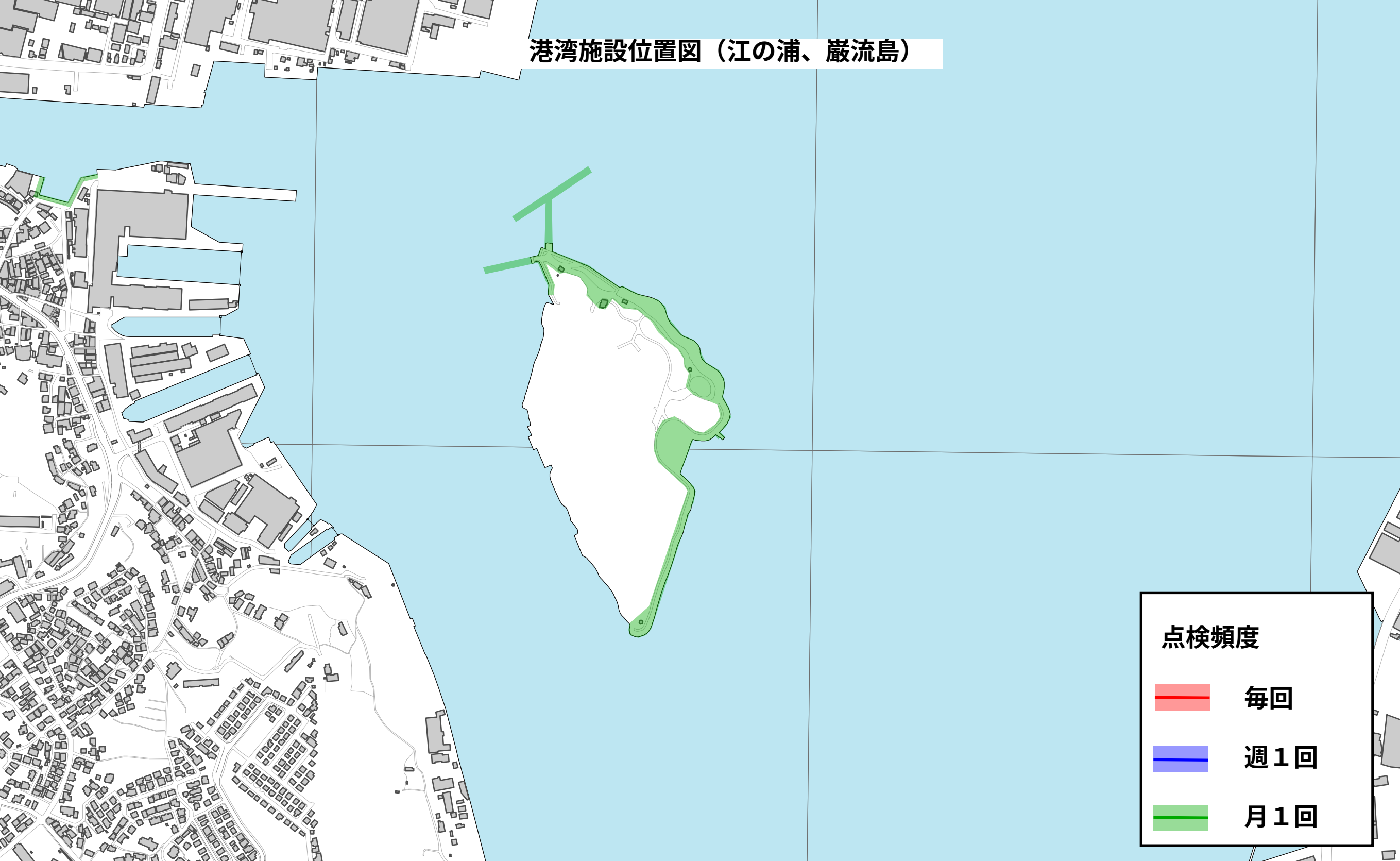
点検頻度

毎回

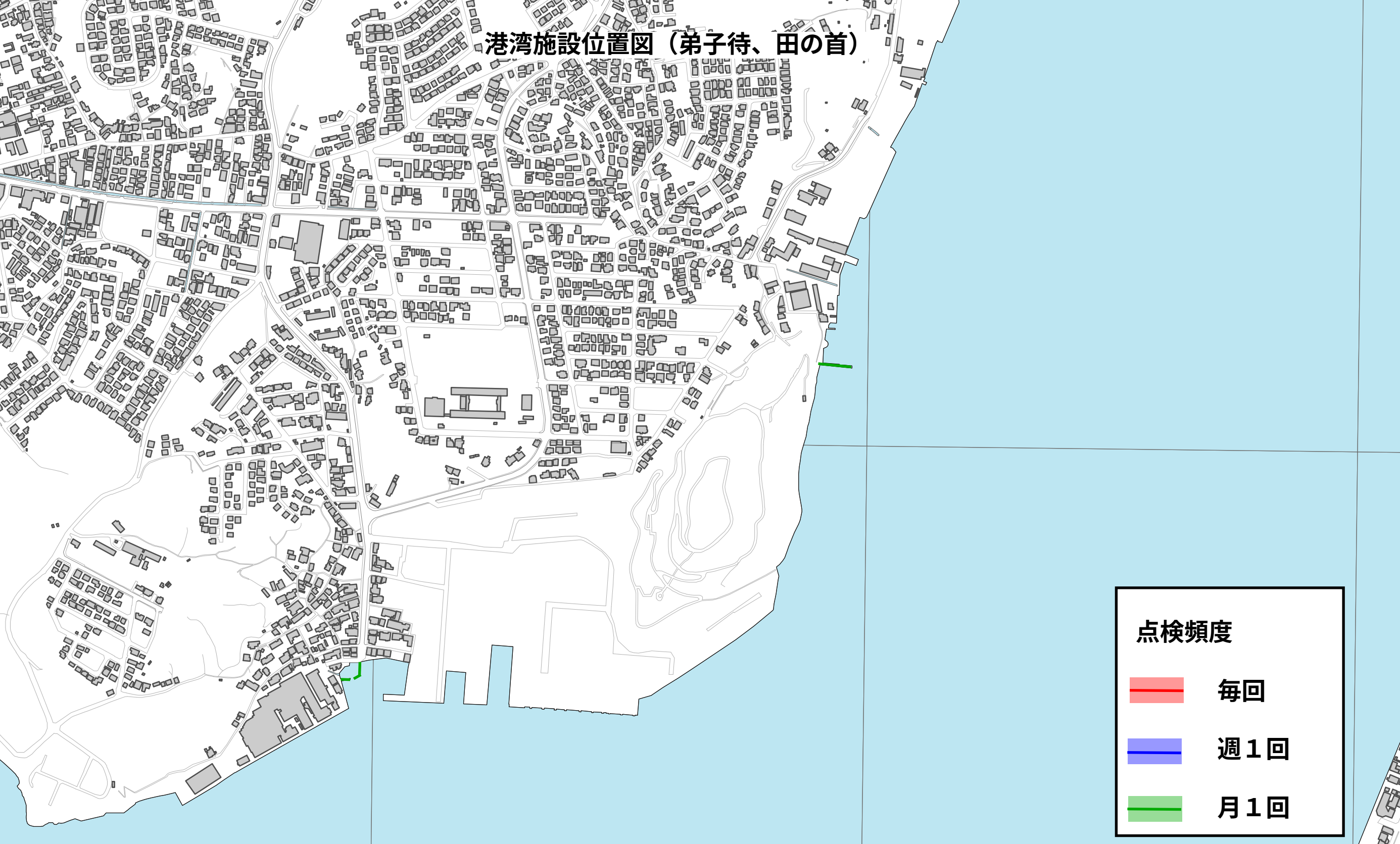
週1回

月1回

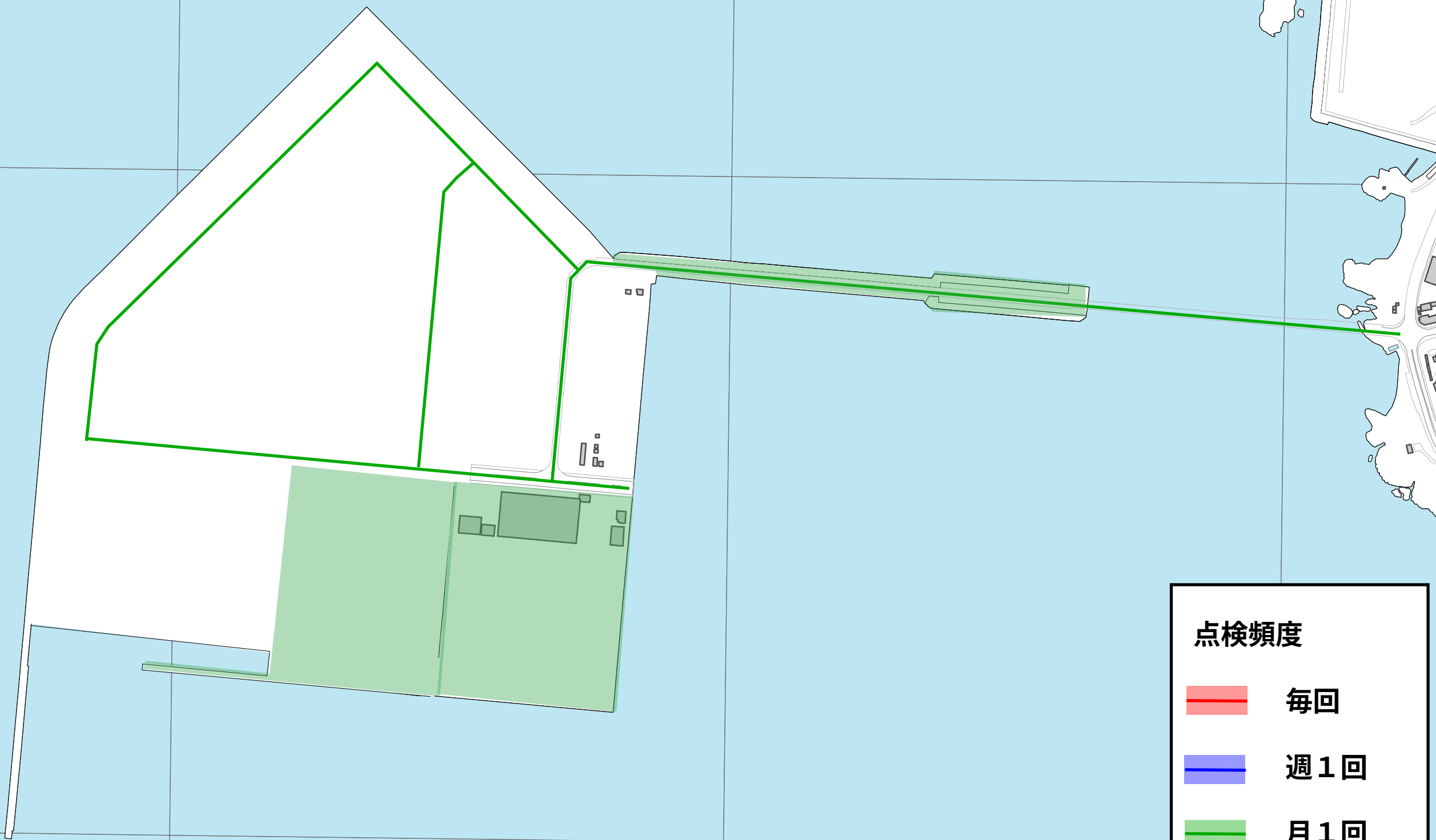
港湾施設位置図（江の浦、巖流島）



港湾施設位置図（弟子待、田の首）



港湾施設位置図（新港地区）

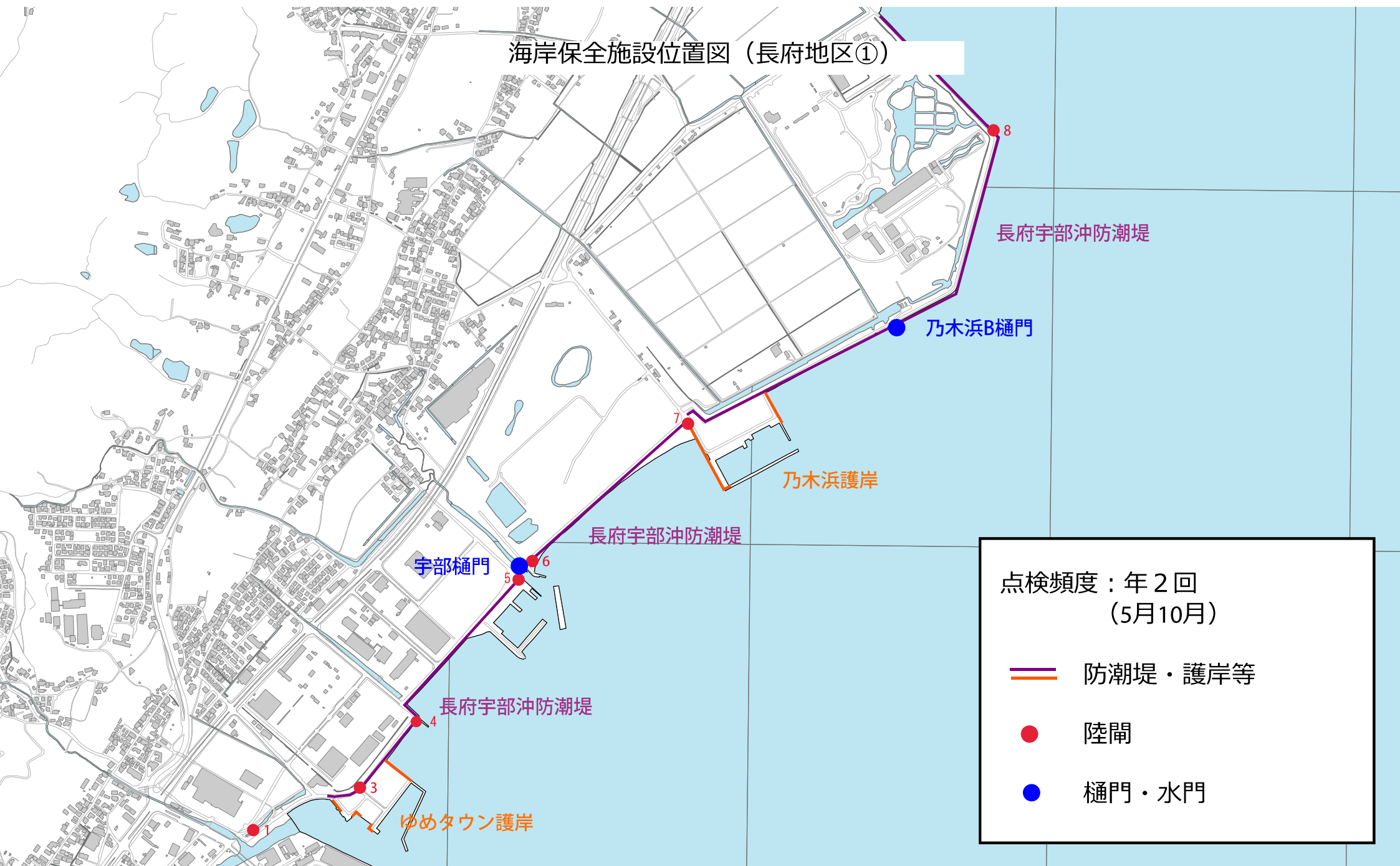


点検頻度	
	毎回
	週1回
	月1回

海岸保全施設位置図（王喜、清末地区）



海岸保全施設位置図（長府地区①）



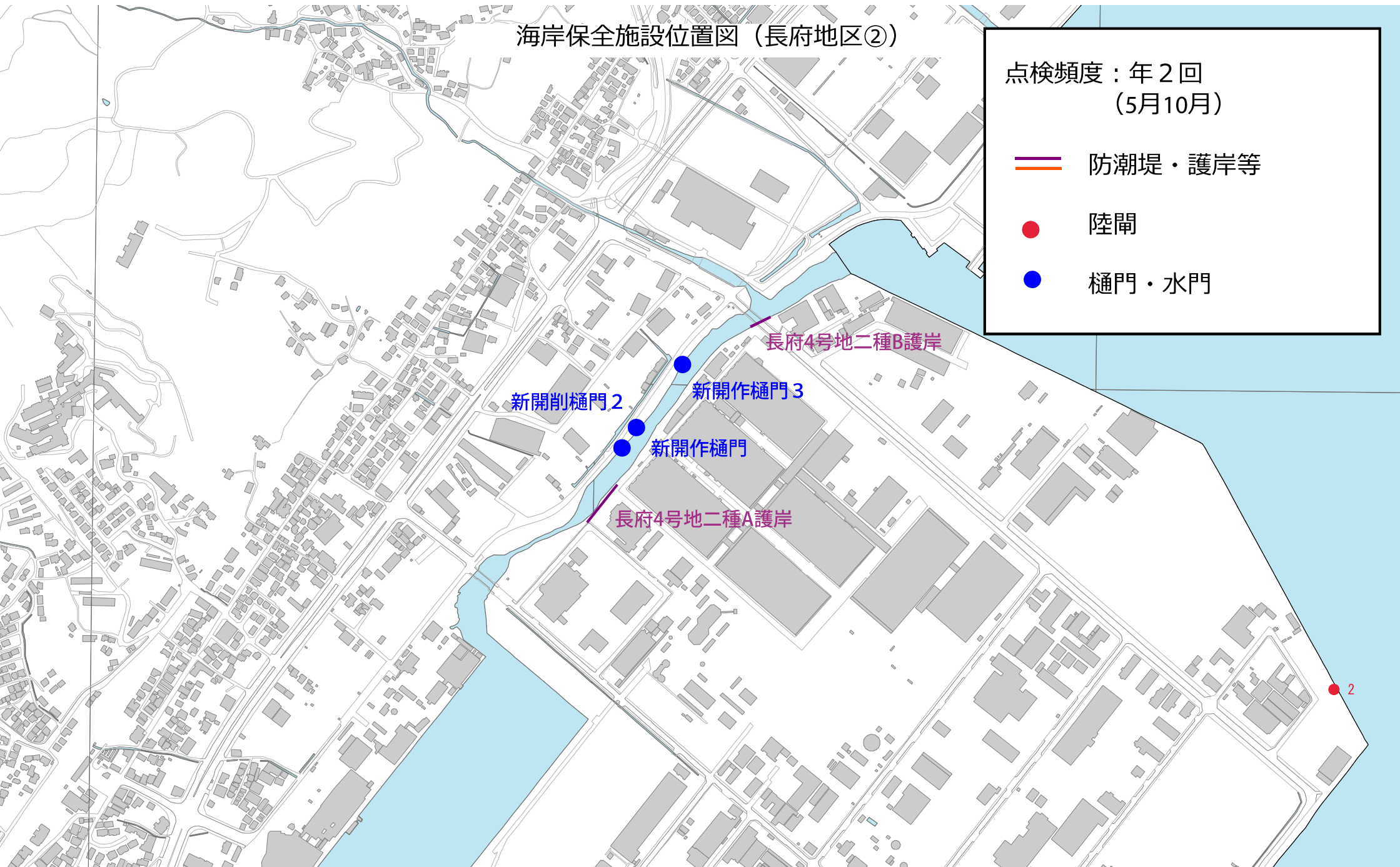
海岸保全施設位置図（長府地区②）

点検頻度：年2回
(5月10月)

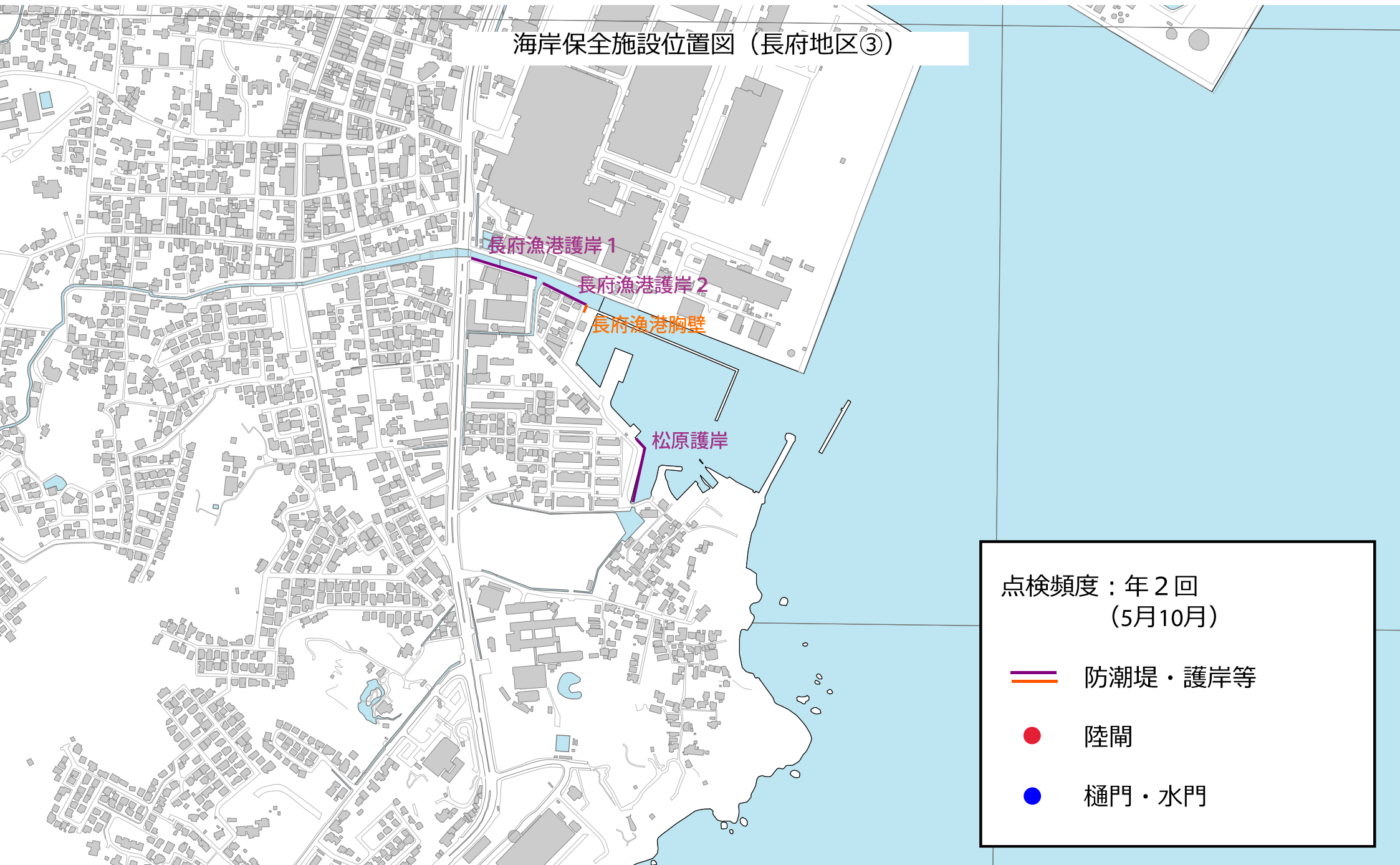
防潮堤・護岸等

陸閘

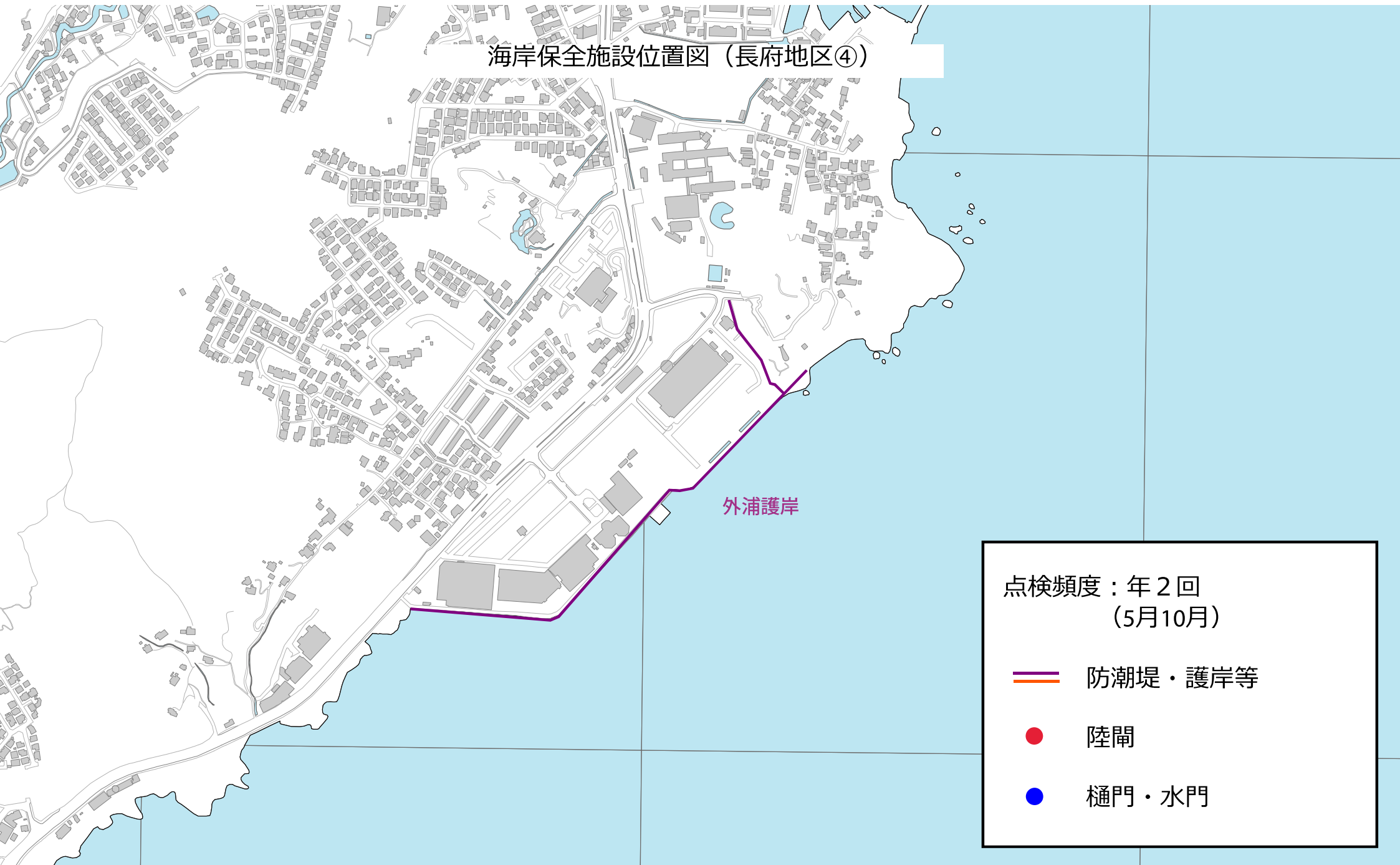
樋門・水門



海岸保全施設位置図（長府地区③）



海岸保全施設位置図（長府地区④）



海岸保全施設位置図（壇之浦）

みもすそ川護岸

壇之浦地区防潮堤

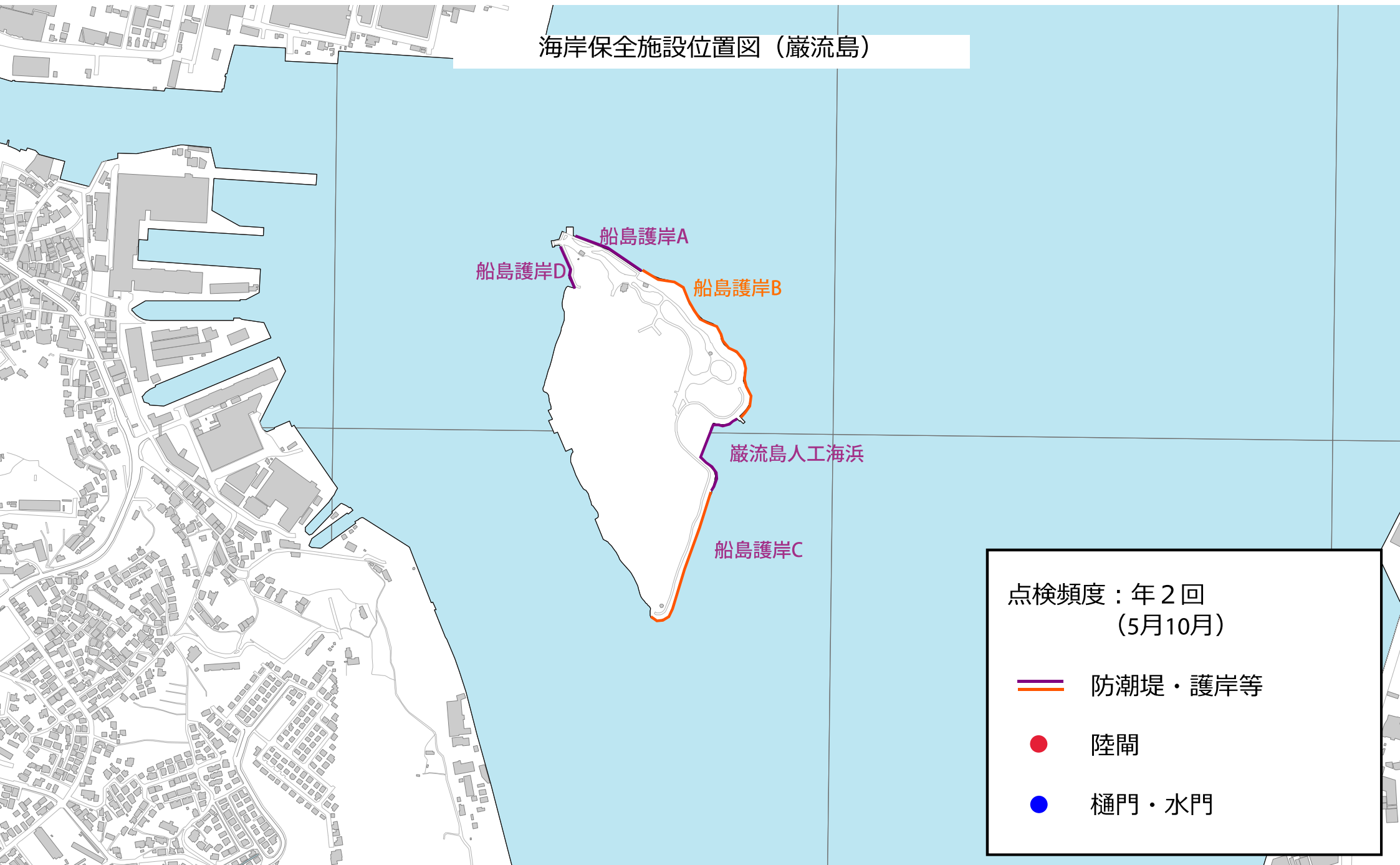
点検頻度：年2回
(5月10月)

防潮堤・護岸等

陸閘

樋門・水門

海岸保全施設位置図（巖流島）



別紙 2

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

別紙 3

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1. 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2. 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3. 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4. 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。